

令和5年度第1回寒川町地域自立支援協議会資料における質疑・意見集約表

No.	議題	資料	質疑・意見	意見・質問に対しての方針等
1	(2)		親が高齢化してくる障がい者の緊急時の対応がスムーズにできることをお願いしたい。	介護者の急病等による「緊急時」に対応できる機能として、令和3年10月より「寒川町障がい児者緊急時支援プラン」がスタートしております。この制度を活用していただくとともに、障がいの程度によりますが、在宅からグループホーム等への切り替えなど、親なき後を見据えたサービス利用について、相談支援事業所等を通じて、介護者の方へお伝えしていきたいと考えております。
2	(2)	1-2	支援内容で「権利援護」が多くなっていますが、具体的にどのような内容か？	ご家族の急な条件変化により、後見人の検討が必要になってきたケースや、金銭管理について第三者の介入が危惧されるケースで、金銭管理サービスに支援が必要と考えられるケースの対応等です。(すまいる)
3	(2)	1-4	訪問園が2園に留まっていることが残念です。事業として効果が出ているので、超早期療育と経験した親の立場として、早い段階で支援の必要な児童に繋いでほしいと思う。	開始時に保育園、幼稚園に説明してから時間も経過しているため、利用される園も限られているのが現状です。また、コロナの関係で進められなかったこともあります。具体策はでてませんが、これからは周知についても考えていきます。
4	(2)		町では、相談支援事業所を増やす予定はありますか？	現在、相談支援事業所は2か所ですが、相談件数が年々増加しているため、事業所を増やす必要性は感じておりますので、次期計画の策定のなかで検討してまいります。
5	(2)		ペアレントトレーニングについて、強度行動障害を防ぐために家族支援（ペアレントトレーニング）は大変重要です。この事業を継続していくために、子育て支援課と連携し、保健師にペアレントトレーニングのスキルを身につけてもらいたい。幼児期・児童期の家族支援が将来の強度行動障害を防ぐことを保健師や子育て支援機関に認識してもらえたらよいと思う。	ペアレントトレーニングの開催にあたっては、参加者募集にあたっての周知など、子育て支援課とも連携を行っています。同講座の内容については、参加者の同意を得たうえで保育士等の見学も可能となっています。
6	(2)		すまいる、ゆいっと、基幹相談、それぞれからの詳細な報告、実績と課題に障がいのある方への相談支援の実態、近年の利用者像の変化、不足しているサービス、意見交換や協議を行うべき事項が、詳細に分かりやすく訴えられています。基幹相談の報告内に記載がありましたが、これらの詳細な報告を次期寒川町障がい者福祉計画に反映させていく必要があると思います。次期寒川町障がい者福祉計画の策定にあたり、これらの報告から、どこを、何を、計画に盛り込むべきかの協議をぜひとも、町福祉課、すまいる、ゆいっと、基幹相談で行っていただけたらと思います。(すでにそのような場があるようでしたら大変失礼いたしました)	福祉課、基幹相談、すまいる、ゆいっとで相談支援事業所連絡会を定期的に行っており、その中で、課題の情報共有を図ります。事業報告にありましたが、ケース対応をするにあたって家族への支援も併せて必要となる案件も多くなっていることから、相談支援の充実強化は行っていく必要があると考えます。国の指針のなかでも相談支援の強化がしめされておりますので、町といたしましても次期計画のなかで取り組んでいきたいと考えます。
7	(2)	1-5	基幹相談の報告の中で「自立支援協議会においては、各委員が選出母体からの課題等を検討していくことが出来る会議作りが必要である」との記載があり、是非、今後の会議作りにつながって欲しい内容と感じました。	各委員の所属団体として感じている課題はさまざまで、その異なる課題をかかえている委員の皆様で町の福祉施策の検討をさせていただくことが協議会にとって重要と考えております。いただいたご意見は今後の会議づくりに活かしていきたいと考えております。

8	(2)		働いている方々の現実に合うように努力している。 大変苦労されていると思う。	
9	(2)	1-5	町内に委託相談支援事業所と兼務していない指定特定相談（計画相談）支援事業所が無いため、委託相談支援事業所及び基幹相談の対応するケースが増加し続ける。」とありますが、指定特定相談（計画相談）事業所の増設を目指すような取り組みはありますか？	新規「障がい福祉サービス事業所」の事前相談を受ける際に計画相談に取り組んでいただけないかとの話しかけを行っています。また、既存の「障がい福祉サービス事業所」を訪問した際にも計画相談の協力をお願いしています。なお、「委託相談事業所連絡会」で議論している相談支援体制の整備は、計画相談の充実も視野に入れた会議となっております。
10	(3)		勤務上国民的なまつりごとの日に会議は出席できないので考えてほしい。	平日の会場の空いている日程で協議会を開催しています。各委員の都合を確認していないため、参加できない日がでてくると思います。申し訳ありませんが、ご都合が悪い場合は、事前にご連絡ください。
11	(4)	4-1	回答率が48.4%は低いと思うが、回答されない理由はどのようにみるか？今後もこの回答率で良いとするのか？	質問数が多いので、40%以上の回答率を得られれば良いとしています。アンケートの回答率について、前回（令和2年度）は41.4%となっています。今回は、より多くの回答をいただくようオンラインでも回答できるよう実施しました。
12	(4)	4-1	問19 無回答が圧倒的に多い結果をどのように捉えるか？	あてはまる産業がない、もしくは就労したいと思わない方が含まれていると考えます。今回新たに加えた設問ではありますが、回答の選択項目がわかりにくかったことも考えられますので、次回実施時には選択項目についての検討を図ります。
13	(4)	4-1	問46・47 災害時に一人で避難できない助けてくれる人がいない回答が過半数ですが、町ではどのように考えるか？	問46・47は現状を確認するための設問となっております。これを受けてどのような対策をとっているかが重要となります。問49の回答を見ますと、ほとんどの方が、【同居している家族がいるから「避難行動要支援きずなプラン」が必要ないと考えている。】【制度があることを知らなかった】と回答していることから、防災意識の向上が必要と考えられます。マイ・タイムライン等の周知・啓発を防災担当とともに改善を図っていきます。
14	(4)		2023年度の神奈川県サービス管理責任者、児童発達支援管理者責任者研修にて、寒川町の自立支援協議会の取り組みについて報告させていただきました。特に福祉計画見直しにおけるアンケート実施について、地域の声を最大限活かせる計画にしている旨をお伝えしました。大変素晴らしい取り組みとして評価いただきました。 ※県の講師として毎年登壇させていただいております。	
15	(5)		町職員研修、広報さむかわ、リーフレット、展示即売会等活動をされているが、一般企業、商業施設等への周知はどうされているのか？	一般企業、商業施設等にも広報さむかわと同時にリーフレットの配布を行いました。今後も周知の方法について、検討してまいります。
16	(5)		障がい者差別視は色々な心の人がいる以上、自分になってみないとわからない。誰かが公平に考えてやらないと。	引き続き、様々な機会を利用し、障害者差別解消法の啓発に努めます。